

クリエイターへの適切な 対価の還元

2015年7月3日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会
委員長 榊原 美紀

環境の変化

1. 多機能化・汎用化
2. 著作権保護技術の発展
3. ダウンロードからサブスクリプションへ
4. ネット配信ビジネスの成長
5. User Generated Contentの増加

時代と環境の変化

技術で利用をコントロールしているエリア
 ユーザーとの契約で対応しているエリア



80年代以前

90年代

2000年~2010年

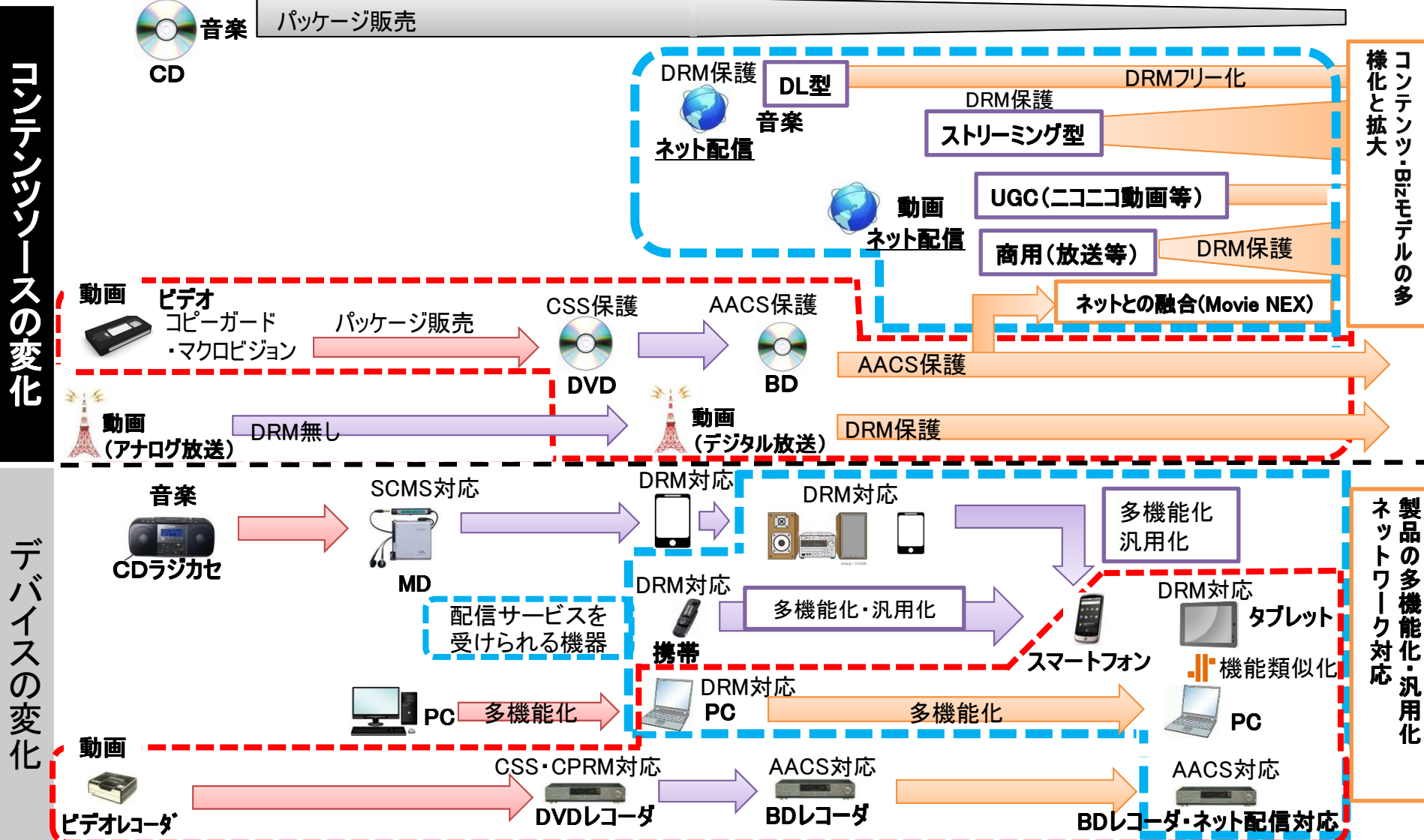
2010年以降

アナログからデジタルへ

デジタル化・ネット化

インターネットの普及

クラウドの普及



ネット配信サービスの変化

ダウンロードからサブスクリプションへ

- ダウンロード型
- ストリーミング型
(キャッシュ方式含)
- 両対応 型

	2005以前	2006	2007	2008	2009	2010
音楽	着うたフル, @music, mora, Any Music, Naxos Music Library, iTunes Store	LISMO	MUSICO	TSUTAYA DISCAS音楽配信		ドコモミュージックストア Amazon MP3
動画	★Gyao(Yahoo プレミアム会員が必要)	PSN	<u>ニコニコ動画</u> <u>ニコニコ生放送</u> アクトビラ ★U-NEXT <u>Youtube</u>	LISMO Video ★ひかりTV, DMM.TV, TSUTAYA TV ★NHKオンデマンド	★BeeTV(dビデオに吸収)	<u>Ustream</u> iTunes Store(配信)
	2011	2012	2013	2014	2015	
音楽	★LISMO unlimited	★ドコモ Musicストア セレクション(現dミュージック) ★Music Unlimited	★ひかりTVミュージック ★レコチョクBest	iTunes Match	★AWA ★LINE Music ★Apple Music	
動画	★Hulu ★バンダイチャンネル ★dビデオ(現dTV) Video Unlimited	★もっとTV ★NOTTV,★dアニメストア Google Play Movie, Dlife	★UULA Amazon インスタントビデオ		見逃配信サービス ★Netflix(秋)	

下線は、従来と異なるUGCを含むモデル。 ★はサブスクリプション型サービス

ユーザーの端末に複製物を作る必要なく、クラウドからのストリーミングによりいつでもどこでも音楽・動画が視聴できる状況へ変化している。

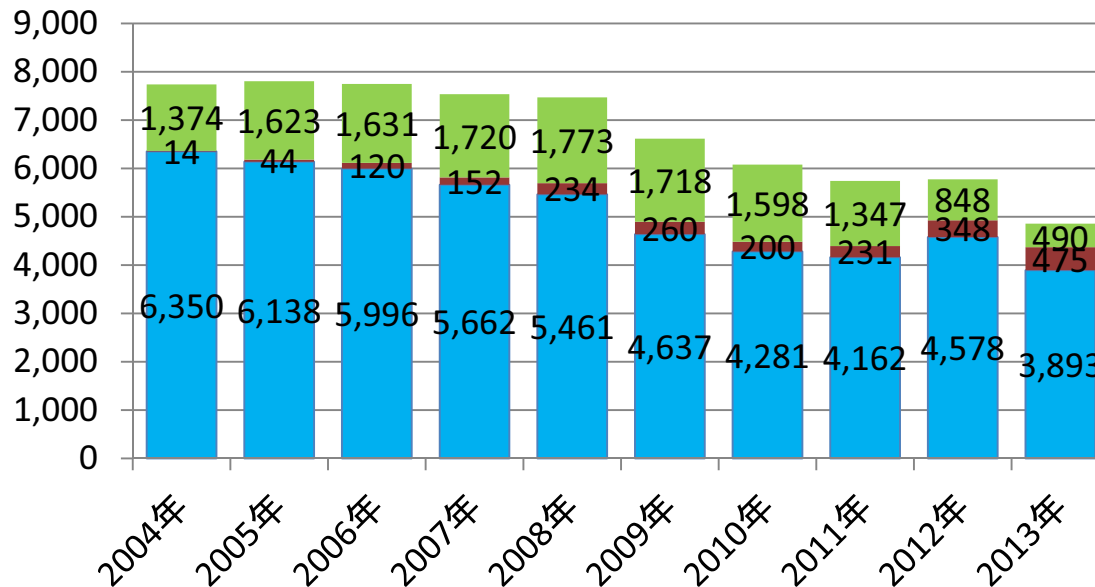
ネット配信ビジネスの成長

インターネット配信の売上は
2004年から約34倍増

インターネット配信
が成長することにより、
契約・技術で対応できる
範囲が拡大していく

音楽売上

億円



更にサブスクリプション
サービスが増えること
で、ユーザーの手元
での複製は減る

売上比率の変化
パッケージ:配信
2004年1:0.22
↓
2013年1:0.25

- 携帯電話配信売上
- インターネット配信売上
- パッケージソフト売上

補償金制度では解決にならない

JEITAの基本的な考え方

① 現行補償金制度の役割の終焉

- 「…私的複製が容易となっていたことが、録画補償金制度が法定される大きな要因であったことからすると、著作権保護技術の有無・程度が録画補償金の適用範囲を画するに際して政策上大きな背景要素となることは否定することができない。」
(東芝録画補償金事件控訴審判決)
- 「…事実上全事業者が拒否をしないという前提の上に成立しており、極めてもろい『ガラス細工』のような制度である」
(中山信弘「著作権法(第2版)」302頁)

② リセットし、技術×契約で解決する方法を模索すべき

補償金制度では解決にならない

環境の変化に伴う矛盾の拡大

① 補償金の前提となる状況の変化

- ユーザへの直接課金の実現
- コピー制限等の技術の向上

② 対価の二重取り

③ 私的録音録画を行わないユーザまで補償金を負担することは不適切

④ 補償金の権利者への正確な分配が困難

補償金制度では解決にならない

今後に向けて

「適切な権利保護と利用とのバランス」という著作権法制度の基本理念を念頭において、本件の議論がされるべき

その際、契約や技術によって、創作から利用に至る過程で著作権者にとって適切な「対価還元」を得る機会を実現できると考えられることから、現行の補償金制度または新たな法制度による「対価還元」は不要である。

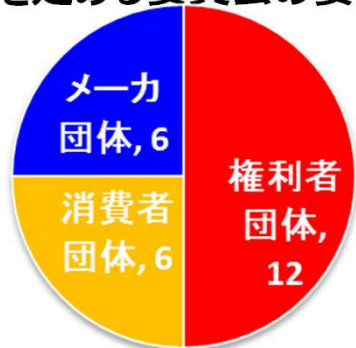
諸外国の動向

補償金制度は、ヨーロッパでも、うまく機能していない

ドイツ：「私的及びその他自己使用のための複製に用いられる製品」を、須らく制度の対象とする制度変更（2007）

→ ほぼ全ての製品で紛争。
現在、制度不全状態。

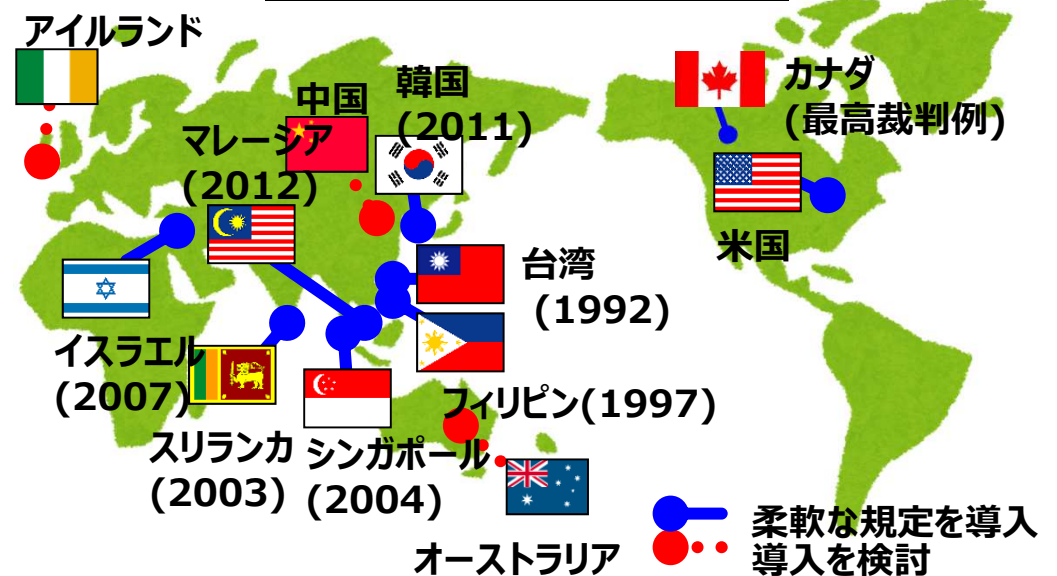
フランス：極めて高い水準の補償金徴集額
→ 料率を定める委員会の委員構成



仏消費者団体はこの状況に強く反発。

「柔軟性のある規定」を導入している国は補償金制度を非導入/凍結している

柔軟性のある規定を持つ国々



※米国・カナダは録音のみ補償金制度を持つが、事実上、機能していない。

拡大集中許諾(ECL)の可能性

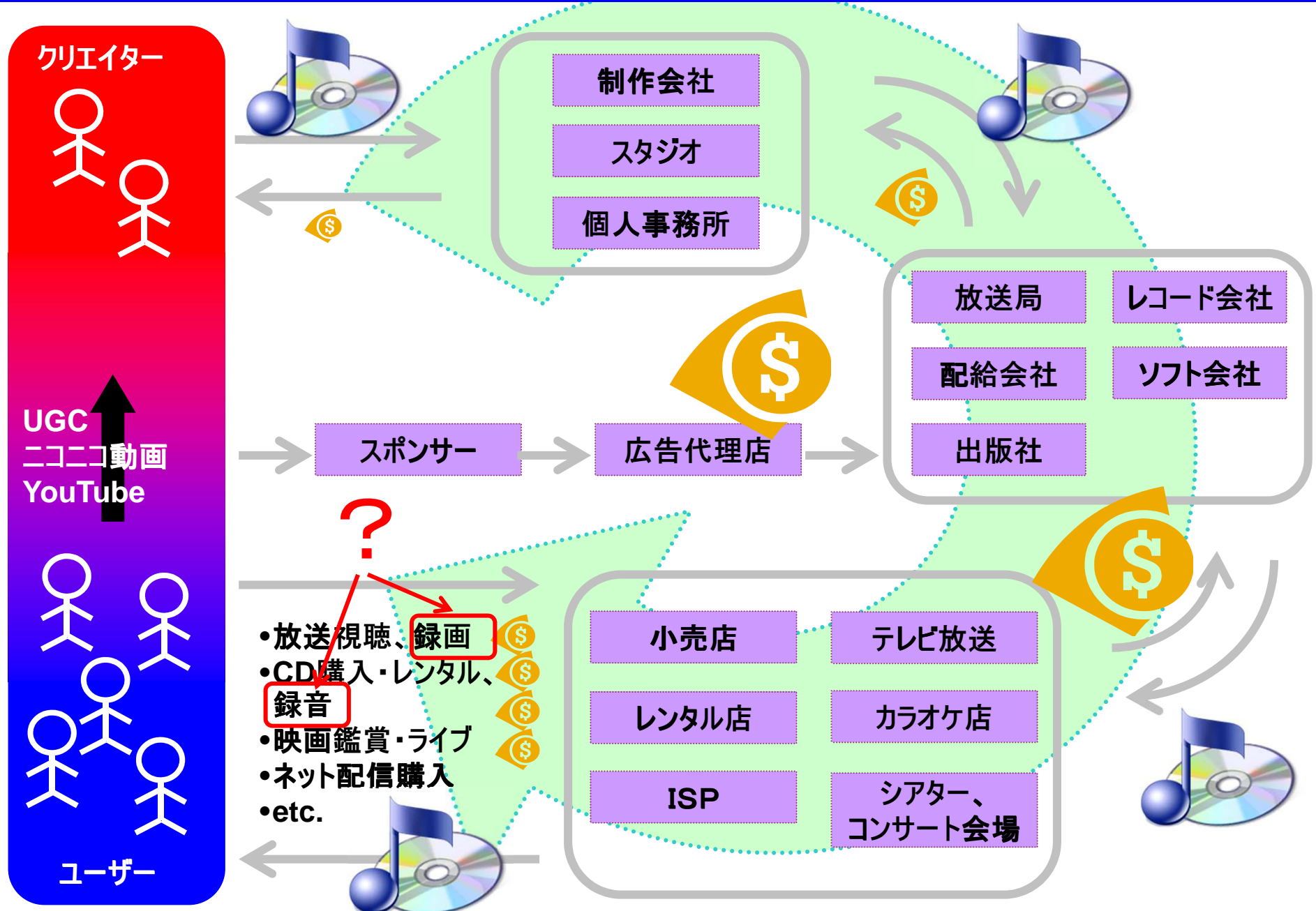
- 著作権法の規定(ECL規定)に基づき、
- 著作物の利用者(または利用者団体)と
- 相当数の著作権者を代表する集中管理団体との間で
- 自主的に行なわれた交渉を通じて締結された著作物利用許諾契約(ECL契約)の効果を、
- 当該集中管理団体に著作権の管理を委託していない著作権者(非構成員)にまで拡張して及ぼすこと(拡張効果)を認める制度

小嶋崇弘「拡大集中許諾制度」(コピライト2015.5)より

ヨーロッパ： チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス で導入

米国： 孤児作品 及び マス・デジタイゼーション問題の解決案のひとつとして検討中

クリエイターへの適切な対価還元のあり方



結論

- ① 補償金といった納得感のない法制度によるのではなく、契約と技術による解決を志向すべき
- ② 末端の行為のみを捉えるのではなく、制作(創作から)～流通～提供(活用まで)の全過程を広く捉えるべき